



令和4年3月30日
【照会先】
政策統括官付参事官付行政報告統計室
室長 前原 正男
衛生統計第二係
(代表番号) 03 (5253) 1111 (内線 7512)
(直通番号) 03 (3595) 2919

令和2年度地域保健・健康増進事業報告の概況

目次

	頁
I 地域保健・健康増進事業報告の概要	1
II 結果の概要	2
地域保健編	
1 母子保健	2
2 健康増進	5
3 歯科保健	5
4 精神保健福祉	6
5 エイズ	7
6 予防接種	8
7 職員の配置状況	9
健康増進編	
1 健康診査	11
2 歯周疾患検診・骨粗鬆症検診	12
3 健康教育	13
4 健康相談	13
5 訪問指導	14
6 がん検診	15
7 肝炎ウイルス検診	17
III 統計表	18
IV 用語の解説	24

令和2年度地域保健・健康増進事業報告の結果は、厚生労働省ホームページにも掲載しています。

URL (<https://www.mhlw.go.jp/toukei/list/32-19.html>)

I 地域保健・健康増進事業報告の概要

1 報告の目的

地域保健・健康増進事業報告は、地域住民の健康の保持及び増進を目的とした地域の特性に応じた保健施策の展開等を実施主体である保健所及び市区町村ごとに把握し、国及び地方公共団体の地域保健施策の効率的・効果的な推進のための基礎資料を得ることを目的とする。

2 報告の対象

全国の保健所及び市区町村

3 報告の種類

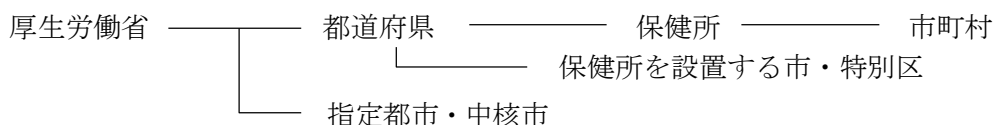
年度報

4 主な報告事項

- (1) 地域保健事業（地域保健法、母子保健法、予防接種法 等）
母子保健、健康増進、歯科保健、精神保健福祉、職員の配置状況 等
- (2) 健康増進事業（健康増進法第 17 条第 1 項及び第 19 条の 2）
健康診査、訪問指導、がん検診 等

5 報告の方法及び系統

- (1) 都道府県知事、指定都市及び中核市の長は、所定の報告事項について定められた期限までに、オンラインにより厚生労働省政策統括官（統計・情報政策、労使関係担当）に報告する。
- (2) 報告の系統は次のとおりである。



6 利用上の注意

- (1) 地域保健・健康増進事業報告の事業の実施主体は、地域保健事業は「保健所」「市区町村」であり、健康増進事業は「市区町村」である。
- (2) 本概況において、「政令市」とは保健所を設置する市、「特別区」とは東京都区部である。
- (3) 本概況の人口 10 万対の値の算出に用いた人口は、総務省「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数（令和 3 年 1 月 1 日現在）」による。
- (4) 表章記号の規約

計数のない場合	—
計数不明又は計数を表章することが不適当な場合	…
統計項目があり得ない場合	・

- (5) 掲載している割合の数値は四捨五入しているため、内訳の合計が「総数」に合わない場合がある。

II 結果の概要

地域保健編

1 母子保健

(1) 妊娠届出の状況

令和2年度に市区町村へ妊娠の届出をした者は867,510人で、妊娠週（月）数別にみると、「満11週以内（第3月以内）」に届出をした者が820,361人（構成割合94.6%）と最も多くなっている（表1）。

表1 妊娠週（月）数別妊娠届出者数の年次推移

（単位：人）

		平成28年度 (2016)	構成割合 (%)	29年度 ('17)	構成割合 (%)	30年度 ('18)	構成割合 (%)	令和元年度 ('19)	構成割合 (%)	2年度 ('20)	構成割合 (%)
総 数		1 008 985	100.0	986 003	100.0	933 586	100.0	914 183	100.0	867 510	100.0
妊 娠 週 （ 月 ） 数	満11週以内 (第3月以内)	934 094	92.6	916 723	93.0	871 297	93.3	854 568	93.5	820 361	94.6
	満12～19週 (第4～5月)	57 535	5.7	52 823	5.4	47 181	5.1	45 318	5.0	36 429	4.2
	満20～27週 (第6～7月)	7 449	0.7	7 138	0.7	6 843	0.7	6 482	0.7	4 952	0.6
	満28週～分娩まで (第8月～分娩まで)	3 958	0.4	3 852	0.4	3 833	0.4	3 769	0.4	3 038	0.4
	分娩後	2 840	0.3	2 115	0.2	1 987	0.2	1 940	0.2	1 422	0.2
	不 詳	3 109	0.3	3 352	0.3	2 445	0.3	2 106	0.2	1 308	0.2

(2) 妊産婦の健康診査の実施状況

令和2年度に市区町村が実施した妊産婦の一般健康診査の受診実人員は、「妊婦」1,094,937人、「産婦」455,705人となっている（表2）。

表2 妊産婦の健康診査の年次推移

（単位：人）

		平成28年度 (2016)	29年度 ('17)	30年度 ('18)	令和元年度 ('19)	2年度 ('20)
妊 婦	一般健康診査受診実人員	1 232 652	1 202 301	1 161 408	1 145 818	1 094 937
	精密健康診査受診実人員	11 741	11 322	11 993	10 787	11 795
産 婦	一般健康診査受診実人員	90 764	168 023	335 034	413 541	455 705
	精密健康診査受診実人員	31	35	77	74	85

(3) 乳幼児の健康診査の実施状況

令和2年度に市区町村が実施した乳児の一般健康診査の受診実人員は、「3～5か月」が848,634人と最も多く、受診率は94.0%となっている(表3)。

令和2年度に市区町村が実施した幼児の一般健康診査の受診実人員は、「1歳6か月」893,980人、「3歳」912,554人となっている。受診率は、「1歳6か月」95.2%、「3歳」94.5%となっている。(表4)

表3 乳児の健康診査の年次推移

(単位:人)

			平成28年度 (2016)	29年度 ('17)	30年度 ('18)	令和元年度 ('19)	2年度 ('20)
乳 児	1～2か月	一般健康診査受診実人員	252 807	244 765	240 553	229 614	222 648
		受診率 ¹⁾ (%)	85.7	86.4	86.8	87.6	86.1
		精密健康診査受診実人員	1 219	1 278	1 172	1 239	1 245
	3～5か月	一般健康診査受診実人員	991 573	949 973	933 403	856 911	848 634
		受診率 ¹⁾ (%)	95.6	95.5	95.8	95.4	94.0
		精密健康診査受診実人員	22 704	23 784	24 753	23 726	21 863
	6～8か月	一般健康診査受診実人員	365 853	351 519	351 373	336 210	317 587
		受診率 ¹⁾ (%)	83.2	84.0	84.7	86.2	83.7
精密健康診査受診実人員		1 476	1 415	1 387	1 431	1 294	
9～12か月	一般健康診査受診実人員	730 780	704 262	692 854	663 642	627 726	
	受診率 ¹⁾ (%)	83.7	84.2	84.5	85.7	84.3	
	精密健康診査受診実人員	4 890	4 856	4 729	4 857	4 065	

注: 1) 受診率=(一般健康診査受診実人員/健康診査対象人員)×100 (計数が不詳の市区町村を除いた値である。)

表4 幼児の健康診査の年次推移

(単位:人)

			平成28年度 (2016)	29年度 ('17)	30年度 ('18)	令和元年度 ('19)	2年度 ('20)
幼 児	1) 1歳6か月	一般健康診査受診実人員	1 008 405	978 831	952 991	887 583	893 980
		受診率 ²⁾ (%)	96.4	96.2	96.5	95.7	95.2
		精密健康診査受診実人員	14 916	15 445	15 090	14 758	13 716
	1) 3 歳	一般健康診査受診実人員	1 000 319	984 233	996 606	919 593	912 554
		受診率 ²⁾ (%)	95.1	95.2	95.9	94.6	94.5
		精密健康診査受診実人員	59 734	63 144	65 477	66 831	65 030
	4～6歳	一般健康診査受診実人員	42 420	42 710	44 131	45 308	42 330
		受診率 ²⁾ (%)	80.2	81.3	81.8	83.0	81.0
		精密健康診査受診実人員	2 179	2 219	1 494	2 443	2 351
	その他	一般健康診査受診実人員	54 268	57 819	56 466	50 045	41 330
		精密健康診査受診実人員	953	1 016	1 292	812	731

注: 1) 「1歳6か月」及び「3歳」は法定の健康診査である。

2) 受診率=(一般健康診査受診実人員/健康診査対象人員)×100 (計数が不詳の市区町村を除いた値である。)

(4) 妊産婦・乳幼児の保健指導・訪問指導の実施状況

令和2年度に保健所及び市区町村が実施した妊産婦・乳幼児の保健指導の被指導実人員は、「妊婦」837,299人、「産婦」218,711人、「乳児」495,149人、「幼児」680,151人となっている(表5)。

令和2年度に保健所及び市区町村が実施した妊産婦・乳幼児の訪問指導の被指導実人員は、「産婦」648,316人が最も多く、次いで「乳児」532,934人となっている(表6)。

表5 妊産婦・乳幼児保健指導の年次推移

(単位:人)

	被指導実人員				
	平成28年度 (2016)	29年度 ('17)	30年度 ('18)	令和元年度 ('19)	2年度 ('20)
妊 婦	800 878	846 905	859 535	870 532	837 299
産 婦	258 276	261 389	284 072	275 900	218 711
乳 児	736 461	713 283	716 731	669 481	495 149
幼 児	873 432	854 627	838 646	804 074	680 151

表6 妊産婦・乳幼児訪問指導の年次推移

(単位:人)

	被指導実人員				
	平成28年度 (2016)	29年度 ('17)	30年度 ('18)	令和元年度 ('19)	2年度 ('20)
妊 婦	33 038	34 350	39 039	38 367	36 981
産 婦	736 087	732 888	732 955	707 902	648 316
新生児 ¹⁾	244 852	240 517	223 532	210 267	185 893
未熟児	51 110	49 362	47 003	44 940	40 184
乳 児 ²⁾	598 770	582 301	592 874	565 005	532 934
幼 児	157 198	155 148	149 587	144 001	129 398

注: 1) 「新生児」は未熟児を除く。

2) 「乳児」は新生児・未熟児を除く。

2 健康増進

令和2年度に保健所及び市区町村が実施した健康増進関係事業の被指導延人員は3,496,273人で、そのうち「栄養指導」が2,210,957人と最も多く、次いで「運動指導」が662,394人となっている(表7)。

指導対象区分別にみると、「栄養指導」では「乳幼児」が1,354,508人と多く、「運動指導」では「20歳以上」が628,260人と多くなっている(表8)。

表7 健康増進関係事業の指導内容の年次推移

(単位:人)

	被指導延人員				
	平成28年度 (2016)	29年度 ('17)	30年度 ('18)	令和元年度 ('19)	2年度 ('20)
総数	7 648 511	7 492 515	7 795 924	7 213 814	3 496 273
栄養指導	5 047 029	4 874 750	4 980 038	4 567 394	2 210 957
運動指導	1 616 759	1 659 883	1 665 490	1 459 420	662 394
休養指導	116 738	109 682	110 345	121 665	73 110
禁煙指導	350 786	341 901	355 768	373 004	203 983
その他	517 199	506 299	684 283	692 331	345 829

表8 健康増進関係事業の指導対象区分別の指導内容

(単位:人)

令和2(2020)年度

	被指導延人員				
	総数	妊産婦	乳幼児	20歳未満 ¹⁾	20歳以上 ²⁾
総数	3 496 273	395 844	1 403 341	178 370	1 518 718
栄養指導	2 210 957	175 916	1 354 508	103 918	576 615
運動指導	662 394	25 356	・	8 778	628 260
休養指導	73 110	48 018	・	2 768	22 324
禁煙指導	203 983	87 012	・	40 937	76 034
その他	345 829	59 542	48 833	21 969	215 485

注:1)「20歳未満」は妊産婦・乳幼児を除く。

2)「20歳以上」は妊産婦を除く。

3 歯科保健

令和2年度に保健所及び市区町村が実施した歯科健診・保健指導等の被指導等延人員は、「歯科健診・保健指導」3,548,523人、「予防処置」1,143,004人、「治療」11,283人となっている(表9)。

表9 歯科健診・保健指導等の年次推移

(単位:人)

	被指導等延人員				
	平成28年度 (2016)	29年度 ('17)	30年度 ('18)	令和元年度 ('19)	2年度 ('20)
歯科健診・保健指導	4 869 985	4 969 047	4 874 539	4 593 656	3 548 523
予 防 処 置	2 076 583	2 077 986	2 127 767	1 972 785	1 143 004
治 療	14 159	13 285	12 028	13 365	11 283

注:訪問によるものを除く。

4 精神保健福祉

令和2年度の保健所及び市区町村における精神保健福祉の相談等延人員は、「相談」825,450人、「デイ・ケア」45,194人、「訪問指導」310,056人、「電話相談」1,696,351人、「メール相談」20,038人となっている（表10）。

「相談」を内容別にみると、「その他」を除き、「社会復帰」が200,120人と最も多くなっている（表11）。

表10 精神保健福祉の相談等の年次推移

(単位:人)

	相談等延人員				
	平成28年度 (2016)	29年度 ('17)	30年度 ('18)	令和元年度 ('19)	2年度 ('20)
相談 ¹⁾	895 272	892 688	897 236	895 468	825 450
デイ・ケア	94 180	82 712	77 027	64 825	45 194
訪問指導	355 544	348 615	354 721	352 463	310 056
電話相談	1 499 772	1 518 028	1 578 041	1 584 729	1 696 351
メール相談	18 427	18 372	19 026	20 297	20 038

注: 1) 「相談」とは、保健所及び市区町村の窓口で相談を受けた者である。

表11 精神保健福祉の相談内容の年次推移

(単位:人)

		延人員				
		平成28年度 (2016)	29年度 ('17)	30年度 ('18)	令和元年度 ('19)	2年度 ('20)
相談 ¹⁾		895 272	892 688	897 236	895 468	825 450
内 容	老人精神保健	43 342	43 302	45 070	44 530	40 993
	社会復帰	247 402	248 823	260 962	246 144	200 120
	アルコール	35 094	33 646	35 246	34 353	31 566
	薬物	6 534	6 003	5 854	6 164	5 602
	ギャンブル	2 443	2 817	3 446	3 756	3 171
	ゲーム	904	1 646
	思春期	22 220	20 666	23 500	22 664	19 100
	心の健康づくり	129 635	137 260	148 885	150 036	139 851
	うつ・うつ状態	25 591
	摂食障害	3 077	2 816	3 320	2 637	2 702
	てんかん	4 029	4 165	4 692	5 112	5 417
その他	401 496	393 190	366 261	379 168	349 691	
(再掲)	ひきこもり	35 279	35 710	37 232	42 211	36 998
	発達障害	35 825
	自殺関連	19 406	20 697	21 167	23 803	26 070
	(再掲)自死遺族	1 480	1 710	1 435	1 384	1 474
	犯罪被害	567	585	602	707	645
	災害	1 809	1 561	1 482	1 734	1 554

注: 1) 「相談」とは、保健所及び市区町村の窓口で相談を受けた者である。

2) 「ひきこもり」～「災害」は「老人精神保健」～「その他」の再掲である。

5 エイズ

令和2年度の保健所が受けたエイズに関する相談件数は、「電話相談」21,874件、「来所相談」22,149件となっている。

保健所が実施したHIV抗体スクリーニング検査のための採血件数は36,056件、スクリーニング検査後の確認検査においてHIV抗体反応が陽性であったものは111件となっている。(表12)

表12 エイズに関する相談・検査の年次推移

(単位:件)

		平成28年度 (2016)	29年度 ('17)	30年度 ('18)	令和元年度 ('19)	2年度 ('20)
相談件数	電話相談	37 410	37 340	41 113	38 881	21 874
	来所相談	62 305	65 158	71 490	71 110	22 149
HIV抗体検査 のための 採血件数	スクリーニング検査	92 223	94 533	107 598	103 082	36 056
	確認検査 ¹⁾	513	573	535	440	193
	陽性件数	275	250	243	238	111
	陽性であった割合 ²⁾ (%)	0.30	0.26	0.23	0.23	0.31

注: 1) 「確認検査」とは、スクリーニング検査でHIV抗体反応が陽性・疑陽性であった者に対して行う検査である。

2) 陽性であった割合 = (確認検査の陽性件数 / スクリーニング検査件数) × 100

6 予防接種

令和2年度に市区町村が実施した定期の予防接種の接種者数は、「インフルエンザ」が23,677,920人となっている（表13）。

表13 定期の予防接種の接種者数の年次推移

（単位：人）

			平成28年度 (2016)	29年度 ('17)	30年度 ('18)	令和元年度 ('19)	2年度 ('20)	
沈降精製百日せきジフテリア破傷風混合ワクチン (DPT)	第1期	初回接種	第1回	33	226	545	606	107
			第2回	45	222	535	633	98
			第3回	94	237	566	655	110
		追加接種		480	259	333	248	215
沈降ジフテリア破傷風混合トキソイド (DT)	第1期	初回接種	第1回	22	14	15	6	3
			第2回	30	10	6	11	4
			追加接種	97	28	15	26	-
		第2期		819 481	816 945	848 832	852 062	914 474
不活化ポリオワクチン (IPV)	初回接種	第1回	第1回	3 398	1 511	486	85	83
			第2回	10 068	4 922	1 535	161	59
			第3回	16 427	8 877	2 775	249	89
		追加接種		52 618	32 340	11 898	1 951	660
沈降精製百日せきジフテリア破傷風不活化ポリオ混合ワクチン ¹⁾ (DPT-IPV)	第1期	初回接種	第1回	990 279	948 790	899 624	881 417	857 069
			第2回	995 642	953 153	906 388	889 081	868 549
			第3回	1 000 372	956 067	911 094	894 620	877 733
		追加接種		1 030 515	992 716	941 384	935 162	938 948
日本脳炎ワクチン	第1期	初回接種	第1回	1 281 160	1 189 376	1 206 295	1 118 488	1 118 107
			第2回	1 231 550	1 165 250	1 198 094	1 127 566	1 145 747
			追加接種	1 023 443	1 127 679	1 199 217	1 169 482	1 091 820
		第2期		901 490	1 001 971	1 166 513	1 137 460	1 150 454
ヒブワクチン		第1回	987 725	952 806	894 959	875 258	851 081	
		第2回	982 730	944 599	896 345	863 790	872 061	
		第3回	997 243	940 973	896 866	854 881	888 312	
		第4回	986 327	965 721	914 777	866 106	939 313	
小児用肺炎球菌ワクチン		第1回	989 680	953 458	897 159	880 314	847 164	
		第2回	986 225	947 072	899 530	881 497	857 214	
		第3回	999 937	943 657	900 018	883 367	864 177	
		第4回	995 444	963 141	913 985	904 067	903 324	
ヒトパピローマウイルス (HPV) ワクチン ²⁾		第1回	1 834	3 347	6 810	17 297	83 735	
		第2回	1 805	2 666	5 746	13 571	61 266	
		第3回	1 782	1 847	4 184	9 701	37 556	
水痘ワクチン		第1回	1 010 521	973 691	932 471	906 739	893 542	
		第2回	881 478	879 423	855 983	862 389	894 875	
B型肝炎ワクチン ³⁾		第1回	727 485	944 443	889 559	870 662	845 156	
		第2回	638 610	938 761	891 754	872 752	856 795	
		第3回	201 749	960 881	869 340	854 998	856 720	
ロタウイルスワクチン ⁴⁾	1価	第1回	269 916	
		第2回	223 309	
	5価	第1回	127 896	
		第2回	106 074	
		第3回	82 201	
		追加接種	
麻しん・風しんワクチン ⁵⁾	第1期	994 259	961 342	922 446	902 057	882 689		
	第2期	1 001 129	989 751	956 935	973 033	968 086		
BCGワクチン ⁷⁾	総 数	988 723	946 852	898 837	879 939	872 292		
	5月未満	60 817	69 591	50 936	46 208	46 622		
	5月以上1歳未満	907 867	877 261	847 901	833 731	825 670		
インフルエンザワクチン ⁷⁾	総 数	17 386 306	16 978 015	17 087 513	18 122 888	23 677 920		
	60歳以上65歳未満	29 354	27 908	26 237	26 272	33 684		
	65歳以上	17 223 025	16 950 107	17 061 276	18 096 616	23 644 236		
成人用肺炎球菌ワクチン ⁶⁾	総 数	2 784 050	2 827 741	2 629 122	1 090 503	1 215 202		
	60歳以上65歳未満	2 860	8 660	3 410	3 026	3 622		
	65歳相当	736 802	702 223	635 673	589 358	634 982		
	70歳相当	670 773	866 233	812 371	185 404	215 856		
	75歳相当	574 497	548 987	548 840	112 454	111 292		
	80歳相当	343 779	354 924	297 224	82 600	110 703		
	85歳相当	201 398	210 155	193 538	60 152	73 973		
	90歳相当	98 610	98 546	99 676	37 576	44 321		
	95歳相当	31 049	32 283	32 888	14 401	17 175		
	100歳相当	5 700	5 730	5 502	5 532	3 278		

注：1) ジフテリア、百日せき、急性灰白髄炎及び破傷風について同時に行う第1期の予防接種は、「沈降精製百日せきジフテリア破傷風不活化ポリオ混合ワクチン」を使用する。

2) 「ヒトパピローマウイルス (HPV) ワクチン」は、令和2年度報告より「子宮頸がん予防ワクチン」から名称変更した。

3) 「B型肝炎ワクチン」は、平成28年10月1日より定期接種が開始された。

4) 「ロタウイルスワクチン」は、令和2年10月1日より定期接種が開始された。

5) 「麻しん・風しんワクチン」は、「麻しん風しん混合ワクチン」、「麻しんワクチン」、「風しんワクチン」を合わせたものである。

6) 「成人用肺炎球菌ワクチン」は、令和元年度の「100歳相当」には101歳以上の者も含めて計上している。

「101歳以上」の者への定期接種は令和元年度限りの特例措置である。

7) 年齢階級別の計数が不詳の市区町村があるため、総数と年齢階級別の計が一致しない場合がある。

7 職員の配置状況

(1) 常勤職員の配置状況

令和2年度末現在の保健所及び市区町村の地域保健事業に関わる常勤職員の配置状況をみると、「保健師」27,298人が最も多く、次いで「管理栄養士」3,984人、「薬剤師」3,245人、「獣医師」2,462人となっている。

それぞれの分野の相談員、監視員等（＜再掲＞）をみると、「医療監視員」9,338人が最も多く、次いで「食品衛生監視員」5,633人、「環境衛生監視員」4,927人となっている。（表14）

表14 職種別にみた常勤職員数の年次推移

	各年度末現在					
	平成30年度 (2018)	令和元年度 ('19)	2年度 ('20)	都道府県が 設置する 保健所	政令市・ ¹⁾ 特別区	政令市・ 特別区 以外の 市町村
合 計	55 619	57 207	58 918	13 556	23 299	22 063
医 師	907	889	895	403	431	61
歯科医師	123	114	121	48	50	23
獣医師	2 463	2 420	2 462	1 230	1 230	2
薬剤師	3 186	3 186	3 245	1 716	1 524	5
理学療法士	145	146	137	20	44	73
作業療法士	101	100	92	22	30	40
歯科衛生士	699	695	708	83	318	307
診療放射線技師	471	445	448	242	190	16
診療エックス線技師	4	4	3	1	1	1
臨床検査技師	701	677	683	484	192	7
衛生検査技師	44	42	38	7	31	-
管理栄養士	3 542	3 651	3 984	701	880	2 403
栄養士	332	320	325	15	45	265
公認心理師	・	・	90	1	32	57
保健師	26 342	26 912	27 298	3 730	8 230	15 338
助産師	175	194	231	12	67	152
看護師	726	686	740	58	191	491
准看護師	89	85	72	1	4	67
その他	15 569	16 641	17 346	4 782	9 809	2 755
＜再 掲＞ ²⁾						
精神保健福祉士	929	804	833	302	372	159
精神保健福祉相談員	1 203	1 263	1 169	638	512	19
栄養指導員	1 062	1 161	1 153	638	512	3
食品衛生監視員	5 758	5 649	5 633	2 828	2 805	-
環境衛生監視員	5 104	5 019	4 927	2 713	2 214	-
医療監視員	9 076	9 286	9 338	6 508	2 830	-

注：1)「政令市・特別区」には、設置する保健所を含む。

2)「精神保健福祉士～医療監視員」は、「医師～その他」の再掲である。

(2) 常勤保健師の配置状況

令和2年度末現在の保健所及び市区町村における常勤保健師の配置状況を人口10万人あたりで見ると、「全国」では21.6人で、都道府県別にみると、「島根県」が46.8人と最も多く、次いで「高知県」40.2人、「長野県」37.2人となっている（表15、図1）。

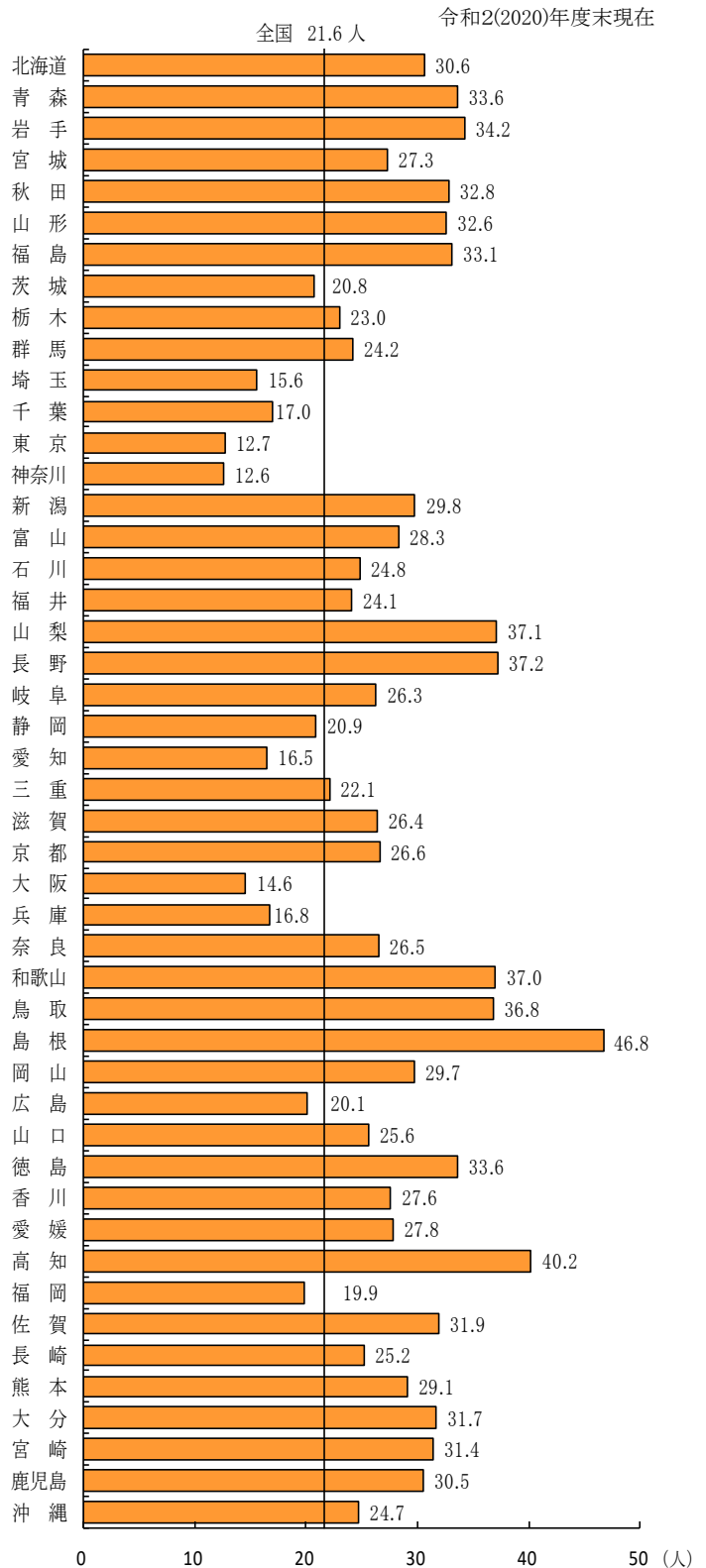
表15 都道府県別にみた常勤保健師数

(単位:人) 令和2(2020)年度末現在

	常勤保健師数	常勤保健師数 ¹⁾ (人口10万対)		
		総数	政令市・特別区	政令市・特別区以外
全 国	27 298	21.6	13.5	29.0
北 海 道	1 600	30.6	12.2	49.6
青 森	423	33.6	16.3	45.1
岩 手	418	34.2	15.0	40.1
宮 城	622	27.3	15.9	37.2
秋 田	319	32.8	13.4	41.7
山 形	349	32.6	15.6	37.6
福 島	616	33.1	18.1	47.5
茨 城	605	20.8	11.4	21.8
栃 木	450	23.0	14.4	26.1
群 馬	474	24.2	17.7	27.9
埼 玉	1 154	15.6	12.5	17.3
千 葉	1 072	17.0	12.3	19.2
東 京	1 760	12.7	12.2	14.5
神 奈 川	1 158	12.6	11.1	17.3
新 潟	659	29.8	18.0	36.3
富 山	297	28.3	20.8	33.3
石 川	281	24.8	13.3	32.4
福 井	187	24.1	14.9	28.9
山 梨	305	37.1	20.3	42.1
長 野	771	37.2	18.2	41.4
岐 阜	530	26.3	17.2	28.6
静 岡	770	20.9	16.4	23.9
愛 知	1 247	16.5	11.7	20.6
三 重	398	22.1	11.6	24.3
滋 賀	374	26.4	15.1	30.0
京 都	674	26.6	20.7	34.0
大 阪	1 289	14.6	12.2	19.8
兵 庫	927	16.8	12.1	23.8
奈 良	357	26.5	14.7	30.8
和 歌 山	350	37.0	14.5	51.2
鳥 取	205	36.8	29.6	40.4
島 根	315	46.8	26.9	55.3
岡 山	562	29.7	18.4	48.7
広 島	565	20.1	13.5	33.3
山 口	347	25.6	19.0	27.1
徳 島	247	33.6	・	33.6
香 川	269	27.6	16.0	36.7
愛 媛	377	27.8	10.2	38.4
高 知	282	40.2	12.0	64.6
福 岡	1 020	19.9	14.9	26.0
佐 賀	261	31.9	・	31.9
長 崎	337	25.2	15.0	35.1
熊 本	512	29.1	15.1	39.1
大 分	362	31.7	17.8	41.8
宮 崎	341	31.4	15.7	40.6
鹿 児 島	493	30.5	14.0	40.2
沖 縄	367	24.7	14.0	27.6

注:1)「常勤保健師数(人口10万対)」は、総務省「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数(令和3年1月1日現在)」により算出した。

図1 都道府県別にみた常勤保健師数
(人口10万対)



注:「常勤保健師数(人口10万対)」は、総務省「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数(令和3年1月1日現在)」により算出した。

健康増進編

1 健康診査

令和2年度に市区町村が実施した健康診査の受診者数は114,415人で、男54,351人、女60,064人となっている(表1)。

検査結果の状況をみると、「糖尿病個別健康教育対象者(ア)」36,829人、「高血圧症個別健康教育対象者(イ)」34,642人などとなっている(表2)。

表1 性別にみた健康診査における受診者数の年次推移

(単位:人)

	平成28年度 (2016)	29年度 ('17)	30年度 ('18)	令和元年度 ('19)	2年度 ('20)
総数	118 956	121 827	122 577	125 187	114 415
男	56 014	57 484	57 997	59 392	54 351
女	62 942	64 343	64 580	65 795	60 064

注:1 老人保健法に基づき市区町村が実施していた基本健康診査は、平成20年度より高齢者の医療の確保に関する法律に基づき保険者が実施する特定健康診査と、健康増進法に基づき市区町村が実施する健康診査に分かれた。本報告では市区町村が実施した健康診査について計上している。

2 健康診査の受診者数は、「健康診査」、「訪問健康診査」及び「介護家族訪問健康診査」の受診者数の合計である。

表2 性別にみた健康診査における検査結果の状況

(単位:人)

令和2(2020)年度

	受診者数	検査結果								
		血圧		脂質異常		糖尿病		貧血 (疑いを含む。)	肝疾患 (疑いを含む。)	腎機能障害 (疑いを含む。)
		高血圧症 個別健康教育 対象者(ア)	高血圧症 個別健康教育 対象者(イ)	脂質異常症 個別健康教育 対象者(ア)	脂質異常症 個別健康教育 対象者(イ)	糖尿病 個別健康教育 対象者(ア)	糖尿病 個別健康教育 対象者(イ)			
総数	114 415	12 438	34 642	21 900	30 981	36 829	15 639	15 735	17 764	20 474
男	54 351	5 957	18 015	11 043	14 580	17 325	8 804	7 481	10 582	9 837
女	60 064	6 481	16 627	10 857	16 401	19 504	6 835	8 254	7 182	10 637
		受診者数に占める割合(%)								
総数	100.0	10.9	30.3	19.1	27.1	32.2	13.7	13.8	15.5	17.9
男	100.0	11.0	33.1	20.3	26.8	31.9	16.2	13.8	19.5	18.1
女	100.0	10.8	27.7	18.1	27.3	32.5	11.4	13.7	12.0	17.7

注:「個別健康教育対象者(ア)」は、特定健康診査及び健康増進法に基づく健康診査受診者のうち、検査結果から生活習慣病の発症予防等のため指導が必要な者を行い、「個別健康教育対象者(イ)」は、特定健康診査及び健康増進法に基づく健康診査受診者のうち、検査結果から生活習慣病の重症化予防等のため個別健康教育による指導が有効であると医師が認めた者をいう。

2 歯周疾患検診・骨粗鬆症検診

令和2年度に市区町村が実施した歯周疾患検診の受診者数は343,155人、骨粗鬆症検診の受診者数は260,732人となっている。

受診者数に占める各指導区分の割合をみると、「要精検者」は歯周疾患検診67.4%、骨粗鬆症検診15.8%となっている。(表3)

令和2年度の市区町村における検診実施率は、歯周疾患検診75.2%、骨粗鬆症検診59.5%となっている(表4)。

表3 歯周疾患検診・骨粗鬆症検診の実施状況

(単位:人)

令和2(2020)年度

		受診者数 ¹⁾	指導区分					
			要精検者		要指導者		異常認めず	
			受診者数に占める割合(%)	受診者数に占める割合(%)	受診者数に占める割合(%)	受診者数に占める割合(%)		
歯周疾患検診	総数	343 155	231 169	67.4	77 128	22.5	34 827	10.1
	40歳	81 162	50 913	62.7	21 398	26.4	8 842	10.9
	50歳	83 409	55 042	66.0	20 150	24.2	8 213	9.8
	60歳	76 483	52 832	69.1	16 413	21.5	7 226	9.4
	70歳	102 101	72 382	70.9	19 167	18.8	10 546	10.3
骨粗鬆症検診 ²⁾	総数	260 732	41 160	15.8	73 250	28.1	146 232	56.1
	40歳	27 528	565	2.1	3 259	11.8	23 700	86.1
	45歳	23 957	579	2.4	2 931	12.2	20 438	85.3
	50歳	34 133	1 188	3.5	5 132	15.0	27 806	81.5
	55歳	30 902	2 928	9.5	7 751	25.1	20 209	65.4
	60歳	37 376	6 321	16.9	13 147	35.2	17 900	47.9
	65歳	44 887	10 725	23.9	17 152	38.2	16 994	37.9
70歳	61 949	18 854	30.4	23 878	38.5	19 185	31.0	

注:1)指導区分の計数が不詳の市区町村があるため、受診者数と指導区分の計が一致しない。

2)「骨粗鬆症検診」の対象者は女性である。

表4 歯周疾患検診・骨粗鬆症検診の実施市区町村数及び検診実施率の年次推移

	歯周疾患検診					骨粗鬆症検診 ³⁾				
	平成28年度	29年度	30年度	令和元年度	2年度	平成28年度	29年度	30年度	令和元年度	2年度
	(2016)	('17)	('18)	('19)	('20)	(2016)	('17)	('18)	('19)	('20)
実施市区町村数	1 121	1 181	1 261	1 337	1 307	1 082	1 085	1 087	1 081	1 033
検診実施率 ¹⁾ (%)	64.5	68.0	72.6	77.0	75.2	62.3	62.5	62.6	62.2	59.5
全国市区町村数 ²⁾	1 737	1 737	1 737	1 737	1 737	1 737	1 737	1 737	1 737	1 737

注:1)検診実施率=(実施市区町村数/全国市区町村数)×100

2)「全国市区町村数」のうち、高知県安芸郡奈半利町、田野町、安田町、北川村、馬路村については、中芸広域連合として数えたものである。

3)「骨粗鬆症検診」の対象者は女性である。

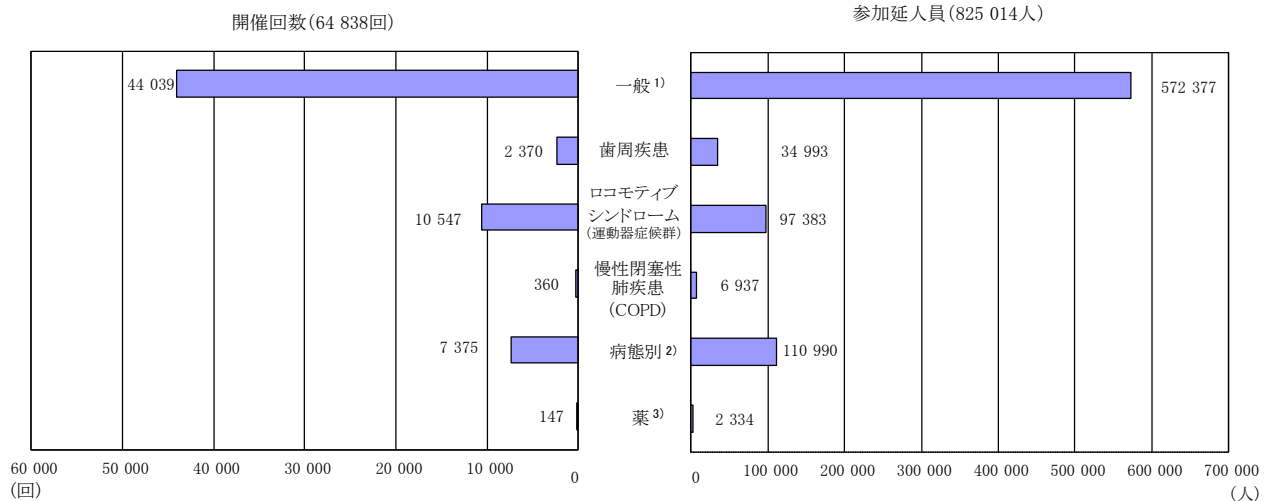
3 健康教育

令和2年度に市区町村が実施した集団健康教育の開催回数は64,838回(令和元年度129,988回)、参加延人員は825,014人(令和元年度2,389,701人)となっている。

内容別にみると、開催回数、参加延人員ともに、「一般」が最も多くなっている。(図1)

図1 集団健康教育の実施状況

令和2(2020)年度



注: 1) 「一般」とは、生活習慣病の予防のための日常生活上の心得、健康増進の方法、食生活の在り方等健康に必要な事項の教育をいう。

2) 「病態別」とは、肥満、高血圧、心臓病等と個人の生活習慣との関係及び健康的な生活習慣の形成についての教育をいう。

3) 「薬」とは、薬の保管、適正な服用方法等に関する留意事項、薬の作用・副作用の発現に関する知識の教育をいう。

4 健康相談

令和2年度に市区町村が実施した健康相談の被指導延人員は601,991人であり、そのうち重点健康相談は194,112人となっている。

重点健康相談を内容別にみると、「病態別」が63,919人と最も多くなっている。(表5)

表5 健康相談の年次推移

(単位:人)

		被指導延人員				
		平成28年度 (2016)	29年度 ('17)	30年度 ('18)	令和元年度 ('19)	2年度 ('20)
総 数		1 296 383	1 239 899	1 171 722	1 109 938	601 991
重点 健康 相談	総 数	479 158	456 955	424 630	402 721	194 112
	高 血 圧	79 985	72 065	63 707	63 210	34 597
	脂 質 異 常 症	23 224	23 033	21 315	20 441	12 839
	糖 尿 病	34 186	34 204	34 361	35 868	19 970
	歯 周 疾 患	77 346	73 050	68 835	65 447	20 057
	骨 粗 鬆 症	96 192	93 220	85 777	76 305	30 183
	女 性 の 健 康 病 態 別 ¹⁾	19 859	21 795	18 390	18 916	12 547
総 合 健 康 相 談		817 225	782 944	747 092	707 217	407 879

注:1) 「病態別」とは、重点健康相談の「高血圧」から「女性の健康」を除く、肥満、心臓病等の病態別に、個人の食生活その他の生活習慣を勘案して行う相談指導等をいう。

5 訪問指導

令和2年度に市区町村が実施した訪問指導の被訪問指導実人員は122,853人となっており、訪問指導の対象者別にみると、「要指導者等」が72,570人(59.1%)と最も多くなっている(表6、図2)。

表6 訪問指導の対象者別にみた被訪問指導実人員の年次推移

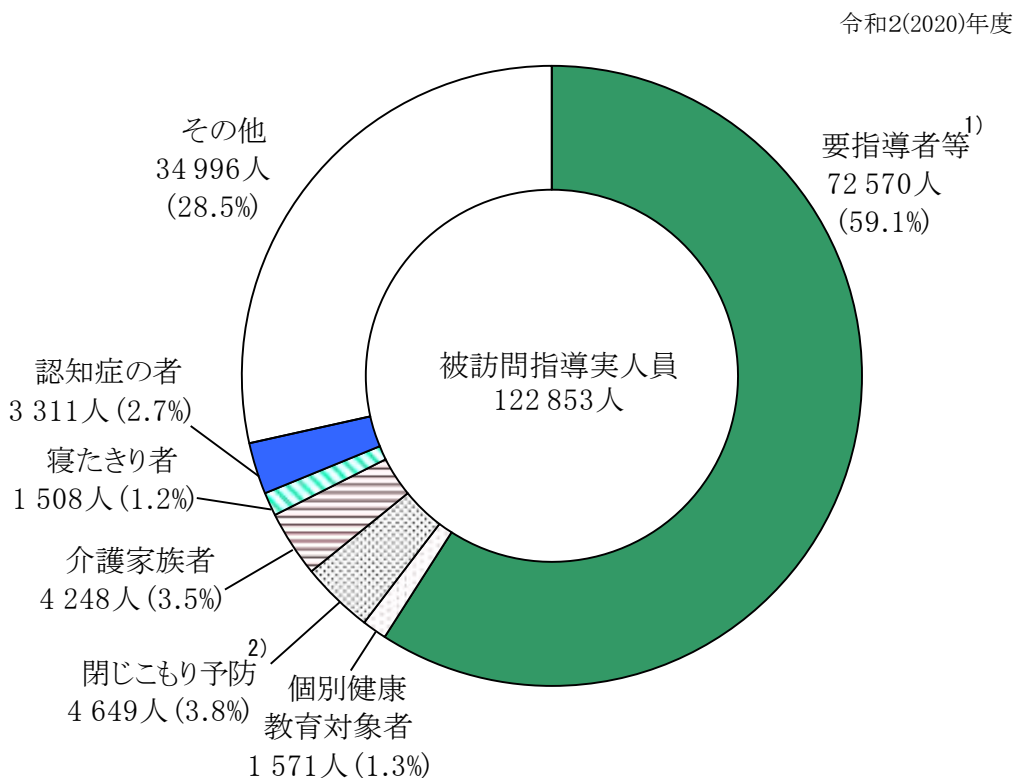
(単位:人)

	平成28年度 (2016)	29年度 ('17)	30年度 ('18)	令和元年度 ('19)	2年度 ('20)
総数	208 467	189 186	194 002	178 728	122 853
要指導者等 ¹⁾	129 543	121 242	118 098	108 128	72 570
個別健康教育対象者	2 867	2 904	2 527	2 433	1 571
閉じこもり予防 ²⁾	6 748	5 825	5 113	5 335	4 649
介護家族者	6 348	5 594	5 111	4 935	4 248
寝たきり者	3 297	2 588	2 138	1 794	1 508
認知症の者	4 600	4 235	4 399	3 659	3 311
その他	55 064	46 798	56 616	52 444	34 996

注: 1) 「要指導者等」とは、生活習慣病改善のための指導が必要な者をいう。

2) 「閉じこもり予防」とは、介護予防の観点から支援が必要な者で、健康管理上訪問指導が必要と認められた者をいう。

図2 訪問指導の対象者別にみた被訪問指導実人員



注: 1) 「要指導者等」とは、生活習慣病改善のための指導が必要な者をいう。

2) 「閉じこもり予防」とは、介護予防の観点から支援が必要な者で、健康管理上訪問指導が必要と認められた者をいう。

6 がん検診

(1) がん検診の受診者数及び受診率

令和2年度に市区町村が実施したがん検診の受診率は、「胃がん」7.0%、「肺がん」5.5%、「大腸がん」6.5%、「子宮頸がん」15.2%、「乳がん」15.6%となっている(表7)。

表7 がん検診受診者数及び受診率の年次推移

(単位:人)

		平成28年度 (2016)	29年度 ('17)	30年度 ('18)	令和元年度 ('19)	2年度 ('20)
胃がん	受診者数	1 998 387	1 862 265	1 766 448	1 643 782	1 238 125
	受診率 ¹⁾ (%)	8.6	8.4	8.1	7.8	7.0
肺がん	受診者数	4 071 463	3 881 044	3 686 194	3 469 659	2 767 645
	受診率 ¹⁾ (%)	7.7	7.4	7.1	6.8	5.5
大腸がん	受診者数	4 639 186	4 391 031	4 181 664	3 962 860	3 312 944
	受診率 ¹⁾ (%)	8.8	8.4	8.1	7.7	6.5
子宮頸がん	受診者数	3 805 018	3 693 850	3 632 852	3 548 256	3 205 650
	受診率 ¹⁾ (%)	16.4	16.3	16.0	15.7	15.2
乳がん	受診者数	2 563 703	2 433 671	2 412 810	2 344 305	1 947 967
	受診率 ¹⁾ (%)	18.2	17.4	17.2	17.0	15.6

注:「がん対策推進基本計画」(平成24年6月8日閣議決定)及び「がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針」(平成20年3月31日健康局長通知別添)に基づき、がん検診の受診率の算定対象年齢を40歳から69歳(「胃がん」は50歳から69歳、「子宮頸がん」は20歳から69歳)までとした。「受診者数」及び「受診率」については、「IV 用語の解説」27、28頁「がん検診」及び「がん検診受診率」参照。

1) 受診率は、対象者数等の計数が不詳の市区町村を除いた値である。

(2) がん検診受診率の分布状況

令和2年度の市区町村のがん検診受診率の分布をみると、がん検診受診率が「0~10%未満」と低い市区町村数は、「肺がん」が1,119(全国市区町村数に占める割合64.4%)と最も多く、次いで「大腸がん」が1,031(同59.4%)となっている(表8、図3)。

表8 市区町村におけるがん検診受診率の分布状況

令和2(2020)年度

	全国 ¹⁾ 市区町村数	がん検診受診率別市区町村数					
		0~10%未満	10~20%未満	20~30%未満	30~40%未満	40~50%未満	50%以上
胃がん	1 737	917	650	109	23	1	2
肺がん	1 737	1 119	507	89	14	1	4
大腸がん	1 737	1 031	600	90	9	1	2
子宮頸がん	1 737	185	910	506	91	16	6
乳がん	1 737	92	778	585	195	47	13

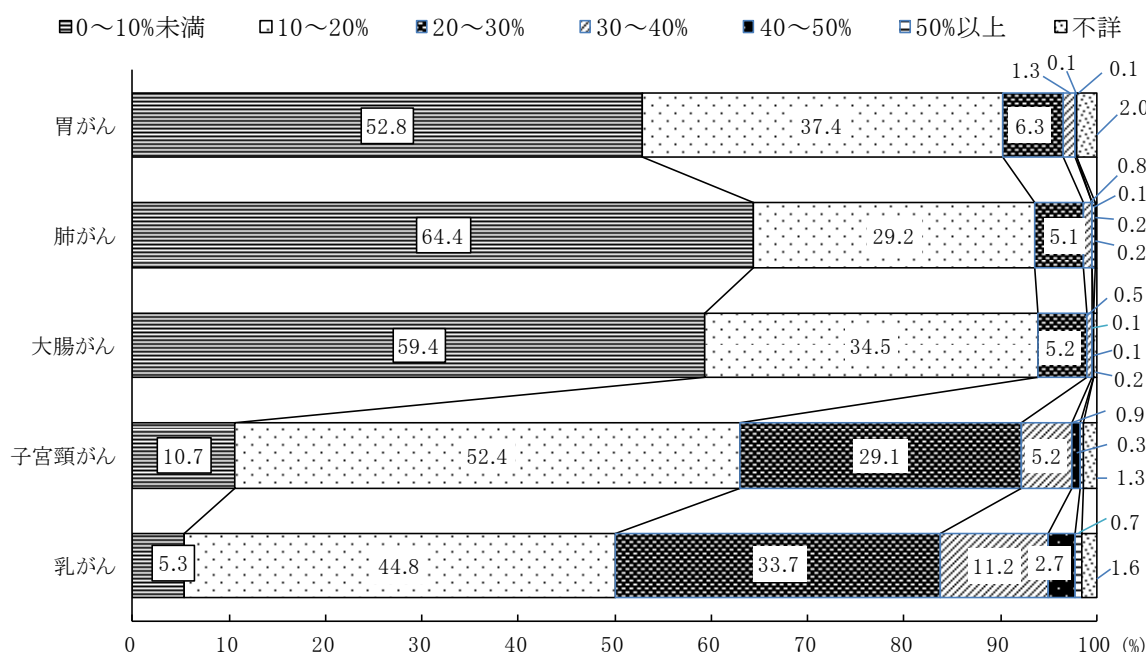
注:「がん対策推進基本計画」(平成24年6月8日閣議決定)及び「がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針」(平成20年3月31日健康局長通知別添)に基づき、がん検診の受診率の算定対象年齢を40歳から69歳(「胃がん」は50歳から69歳、「子宮頸がん」は20歳から69歳)までとした。「受診率」については、「IV 用語の解説」28頁「がん検診受診率」参照。

1) 「全国市区町村数」にはがん検診受診率が不詳の市区町村を含む。

なお、「全国市区町村数」のうち、高知県安芸郡奈半利町、田野町、安田町、北川村、馬路村については、中芸広域連合として数えたものである。

図3 市区町村におけるがん検診受診率の分布状況

令和2(2020)年度



注：「がん対策推進基本計画」（平成24年6月8日閣議決定）及び「がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針」（平成20年3月31日健康局長通知別添）に基づき、がん検診の受診率の算定対象年齢を40歳から69歳（「胃がん」は50歳から69歳、「子宮頸がん」は20歳から69歳）までとした。「受診率」については、「IV 用語の解説」28頁「がん検診受診率」参照。

(3) 令和元年度がん検診受診者における要精密検査の受診状況

令和元年度に市区町村が実施したがん検診における要精密検査者のうち、がんであった者数のがん検診受診者数に対する割合は、「胃がん」0.12%、「肺がん」0.03%、「大腸がん」0.17%、「子宮頸がん」0.02%、「乳がん」0.30%となっている（表9）。

表9 令和元年度がん検診受診者における要精密検査の受診状況

(単位:人)

令和元(2019)年度

	胃がん	肺がん	大腸がん	子宮頸がん	乳がん
がん検診受診者数 ¹⁾	1 642 576	3 466 673	3 961 985	3 547 376	2 344 748
要精密検査者数 ¹⁾	107 024	55 500	234 661	85 209	147 806
精密検査受診率 ²⁾ (%)	84.1	83.0	69.8	74.6	89.2
がん検診受診者数に対する割合 (%)	6.52	1.60	5.92	2.40	6.30
がんであった者数 ¹⁾	1 958	1 070	6 543	858	6 949
がん検診受診者数に対する割合 (%)	0.12	0.03	0.17	0.02	0.30
要精密検査者数に対する割合 (%)	1.83	1.93	2.79	1.01	4.70
精密検査未受診者数 ¹⁾	6 315	3 637	29 177	5 422	4 599
精密検査未受診率 ²⁾ (%)	5.9	6.5	12.4	6.1	3.1
精密検査未把握者数 ¹⁾	10 705	5 921	41 803	16 203	11 267
精密検査未把握率 ²⁾ (%)	10.0	10.6	17.8	19.3	7.7

注：「がん対策推進基本計画」（平成24年6月8日閣議決定）及び「がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針」（平成20年3月31日健康局長通知別添）に基づき、がん検診の受診率の算定対象年齢を40歳から69歳（「胃がん」は50歳から69歳、「子宮頸がん」は20歳から69歳）までとした。

1) がん検診受診者数については令和元年度受診者を令和2年度報告で改めて把握したものである。また、令和2年度に精密検査を受診し、結果が判明した者についても含めている。

2) 率の算出に当たっては、「精密検査未受診者数」及び「精密検査未把握者数」の計数が不詳の市区町村を除いた値である。「精密検査受診率」、「精密検査未受診率」及び「精密検査未把握率」については、「IV 用語の解説」28頁参照。

7 肝炎ウイルス検診

令和2年度に市区町村が実施した肝炎ウイルス検診の受診者数は、「B型肝炎ウイルス検診」589,288人、「C型肝炎ウイルス検診」589,044人となっている。

B型肝炎ウイルス検診において「陽性」と判定された者は3,156人、C型肝炎ウイルス検診において「現在、C型肝炎ウイルスに感染している可能性が高い」と判定された者は1,234人となっている。(表10)

令和2年度に市町村が実施した肝炎ウイルスに関する健康教育の開催回数は337回、参加延人員は5,797人、健康相談の開催回数は1,387回、参加延人員は6,330人となっている(表11)。

表10 肝炎ウイルス検診の実施状況

(単位:人)

令和2(2020)年度

	B型肝炎ウイルス検診		C型肝炎ウイルス検診	
	受診者数	「陽性」と判定された者	受診者数	「現在、C型肝炎ウイルスに感染している可能性が高い」と判定された者
総数	589 288	3 156	589 044	1 234
40歳	72 017	166	72 046	25
41～44歳	48 982	144	49 074	53
45～49歳	55 673	216	55 794	68
50～54歳	58 623	251	58 745	90
55～59歳	53 047	253	53 120	98
60～64歳	65 943	404	65 932	150
65～69歳	89 134	608	88 968	178
70～74歳	80 599	633	80 317	219
75～79歳	34 439	294	34 319	103
80歳以上	30 831	187	30 729	250

表11 肝炎ウイルスに関する健康教育・健康相談の実施状況の年次推移

		平成28年度 (2016)	29年度 ('17)	30年度 ('18)	令和元年度 ('19)	2年度 ('20)
健康教育	開催回数 (回)	1 114	992	779	727	337
	参加延人員(人)	45 399	42 942	36 443	17 340	5 797
健康相談	開催回数 (回)	2 498	1 961	1 833	1 784	1 387
	参加延人員(人)	10 038	9 758	10 355	9 133	6 330

Ⅲ 統 計 表

- 統計表 1 都道府県別にみた妊娠届出の妊娠週（月）数別の状況
- 統計表 2 都道府県別にみた常勤保健師数
- 統計表 3 都道府県—指定都市・特別区—中核市—その他政令市別にみた
がん検診の実施状況（3-1、3-2、3-3）

統計表 1 都道府県別にみた妊娠届出の妊娠週（月）数別の状況

(単位:人)

令和2(2020)年度

	総 数	満11週以内	満12～19週	満20～27週	満28週～分娩まで	分娩後	不詳
		(第3月以内)	(第4～5月)	(第6～7月)	(第8月～分娩まで)		
全 国	867 510	820 361	36 429	4 952	3 038	1 422	1 308
北 海 道	29 870	28 265	1 147	231	152	37	38
青 森	6 666	6 299	308	40	13	6	-
岩 手	6 640	6 198	363	51	24	4	-
宮 城	14 511	13 432	916	85	55	17	6
秋 田	4 497	4 308	133	28	13	3	12
山 形	5 953	5 401	493	34	13	12	-
福 島	10 995	10 173	649	96	58	16	3
茨 城	17 817	16 871	680	119	115	28	4
栃 木	12 323	11 717	449	82	51	18	6
群 馬	12 007	11 308	554	74	53	17	1
埼 玉	46 639	43 976	1 944	264	156	132	167
千 葉	41 686	39 566	1 595	246	173	70	36
東 京	108 053	102 980	3 613	545	323	203	389
神 奈 川	64 967	61 951	1 934	307	177	382	216
新 潟	13 049	12 494	465	53	23	14	-
富 山	6 332	6 010	289	19	10	3	1
石 川	7 588	7 330	212	32	13	1	-
福 井	5 472	5 183	236	21	18	2	12
山 梨	5 156	4 815	249	44	18	28	2
長 野	13 198	12 431	536	106	110	10	5
岐 阜	12 487	11 738	627	70	45	7	-
静 岡	22 969	21 486	1 234	140	95	14	-
愛 知	58 777	56 023	2 105	332	162	146	9
三 重	11 767	11 207	438	50	24	12	36
滋 賀	10 763	10 416	279	42	20	3	3
京 都	17 205	16 184	586	202	171	2	60
大 阪	64 646	62 065	2 031	293	176	32	49
兵 庫	37 935	36 104	1 459	173	116	53	30
奈 良	8 273	7 899	212	71	60	1	30
和 歌 山	5 804	5 587	142	36	20	4	15
鳥 取	3 740	3 528	192	13	5	2	-
島 根	4 494	4 139	321	19	12	2	1
岡 山	13 895	13 255	506	69	47	8	10
広 島	19 894	19 081	677	78	32	22	4
山 口	8 173	7 826	281	37	21	7	1
徳 島	4 485	4 274	160	21	15	1	14
香 川	6 393	5 940	391	36	16	5	5
愛 媛	8 187	7 482	624	45	32	4	-
高 知	4 208	3 995	179	20	11	3	-
福 岡	39 429	35 962	2 968	267	152	29	51
佐 賀	5 986	5 412	530	19	18	5	2
長 崎	9 176	8 695	393	61	20	3	4
熊 本	13 346	12 635	576	78	39	8	10
大 分	7 529	7 087	374	42	22	3	1
宮 崎	7 650	7 142	436	42	19	6	5
鹿 児 島	11 744	10 871	726	79	55	13	-
沖 縄	15 136	13 620	1 217	140	65	24	70

統計表2 都道府県別にみた常勤保健師数

令和2(2020)年度末現在

	常勤保健師数(人)			常勤保健師数(人口10万対)			人口(人) ¹⁾		
	総数	政令市・特別区	政令市・特別区以外	総数	政令市・特別区	政令市・特別区以外	総数	政令市・特別区	政令市・特別区以外
全 国	27 298	8 230	19 068	21.6	13.5	29.0	126 654 244	60 818 860	65 835 384
北 海 道	1 600	325	1 275	30.6	12.2	49.6	5 228 732	2 657 313	2 571 419
青 森	423	82	341	33.6	16.3	45.1	1 260 067	504 291	755 776
岩 手	418	43	375	34.2	15.0	40.1	1 221 205	286 820	934 385
宮 城	622	170	452	27.3	15.9	37.2	2 282 106	1 065 932	1 216 174
秋 田	319	41	278	32.8	13.4	41.7	971 604	305 390	666 214
山 形	349	38	311	32.6	15.6	37.6	1 070 017	243 684	826 333
福 島	616	166	450	33.1	18.1	47.5	1 862 777	915 530	947 247
茨 城	605	31	574	20.8	11.4	21.8	2 907 678	271 380	2 636 298
栃 木	450	75	375	23.0	14.4	26.1	1 955 402	521 104	1 434 298
群 馬	474	125	349	24.2	17.7	27.9	1 958 185	707 244	1 250 941
埼 玉	1 154	330	824	15.6	12.5	17.3	7 393 849	2 630 704	4 763 145
千 葉	1 072	251	821	17.0	12.3	19.2	6 322 897	2 048 279	4 274 618
東 京	1 760	1 286	474	12.7	12.2	14.5	13 843 525	10 563 743	3 279 782
神 奈 川	1 158	788	370	12.6	11.1	17.3	9 220 245	7 080 985	2 139 260
新 潟	659	141	518	29.8	18.0	36.3	2 213 353	784 774	1 428 579
富 山	297	86	211	28.3	20.8	33.3	1 047 713	414 102	633 611
石 川	281	60	221	24.8	13.3	32.4	1 132 656	451 018	681 638
福 井	187	39	148	24.1	14.9	28.9	774 596	261 619	512 977
山 梨	305	38	267	37.1	20.3	42.1	821 094	187 048	634 046
長 野	771	68	703	37.2	18.2	41.4	2 072 219	374 038	1 698 181
岐 阜	530	70	460	26.3	17.2	28.6	2 016 868	407 387	1 609 481
静 岡	770	245	525	20.9	16.4	23.9	3 686 335	1 494 262	2 192 073
愛 知	1 247	408	839	16.5	11.7	20.6	7 558 872	3 484 755	4 074 117
三 重	398	36	362	22.1	11.6	24.3	1 800 756	311 347	1 489 409
滋 賀	374	52	322	26.4	15.1	30.0	1 418 886	344 218	1 074 668
京 都	674	290	384	26.6	20.7	34.0	2 530 609	1 400 720	1 129 889
大 阪	1 289	744	545	14.6	12.2	19.8	8 839 532	6 089 373	2 750 159
兵 庫	927	401	526	16.8	12.1	23.8	5 523 627	3 312 368	2 211 259
奈 良	357	52	305	26.5	14.7	30.8	1 344 952	354 721	990 231
和 歌 山	350	53	297	37.0	14.5	51.2	944 750	365 166	579 584
鳥 取	205	55	150	36.8	29.6	40.4	556 959	185 890	371 069
島 根	315	54	261	46.8	26.9	55.3	672 979	200 772	472 207
岡 山	562	219	343	29.7	18.4	48.7	1 893 874	1 189 692	704 182
広 島	565	254	311	20.1	13.5	33.3	2 812 477	1 879 370	933 107
山 口	347	49	298	25.6	19.0	27.1	1 356 144	257 553	1 098 591
徳 島	247	・	247	33.6	・	33.6	735 070	・	735 070
香 川	269	68	201	27.6	16.0	36.7	973 922	426 260	547 662
愛 媛	377	52	325	27.8	10.2	38.4	1 356 343	509 483	846 860
高 知	282	39	243	40.2	12.0	64.6	701 531	325 218	376 313
福 岡	1 020	419	601	19.9	14.9	26.0	5 124 259	2 812 145	2 312 114
佐 賀	261	・	261	31.9	・	31.9	818 251	・	818 251
長 崎	337	99	238	25.2	15.0	35.1	1 336 023	657 946	678 077
熊 本	512	111	401	29.1	15.1	39.1	1 758 815	732 702	1 026 113
大 分	362	85	277	31.7	17.8	41.8	1 141 784	478 463	663 321
宮 崎	341	63	278	31.4	15.7	40.6	1 087 372	402 038	685 334
鹿 児 島	493	84	409	30.5	14.0	40.2	1 617 850	601 546	1 016 304
沖 縄	367	45	322	24.7	14.0	27.6	1 485 484	320 467	1 165 017

注：1)人口は、総務省「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数(令和3年1月1日現在)」である。

統計表3 都道府県－指定都市・特別区－中核市－その他政令市別にみたがん検診の実施状況（3－1）

令和2(2020)年度

	受診者数(人)					受診率(%) ¹⁾				
	胃がん	肺がん	大腸がん	子宮頸がん	乳がん	胃がん	肺がん	大腸がん	子宮頸がん	乳がん
全 国	1 238 125	2 767 645	3 312 944	3 205 650	1 947 967	7.0	5.5	6.5	15.2	15.6
北海道	44 087	82 610	99 207	134 818	76 507	5.5	3.8	4.6	16.2	13.9
青森	30 967	43 442	58 348	34 753	24 800	14.0	8.2	10.9	17.5	19.0
岩手	24 952	52 642	48 582	32 573	28 194	12.6	10.6	9.8	17.8	23.8
宮城	46 561	94 425	103 344	101 897	56 504	12.4	10.2	11.1	22.1	25.4
秋田	9 457	17 412	34 354	17 898	14 427	8.0	4.3	8.5	12.8	15.2
山形	34 592	65 366	62 433	38 549	29 993	16.3	15.2	14.5	19.1	23.3
福島	35 396	74 274	70 234	45 383	32 639	13.4	9.7	9.2	15.5	18.1
茨城	18 849	63 276	61 951	63 912	34 160	5.3	5.4	5.3	13.1	14.2
栃木	31 855	66 176	70 507	57 316	45 125	10.3	8.3	8.8	16.9	20.1
群馬	29 847	53 704	58 494	63 428	35 670	10.6	6.8	7.4	18.5	18.7
埼玉県	66 982	150 137	184 045	163 501	92 110	6.8	5.0	6.1	13.4	12.9
千葉県	46 871	168 844	190 923	172 185	121 158	6.3	6.6	7.5	16.6	19.2
東京都	109 377	237 874	420 324	328 185	210 528	6.2	4.3	7.6	13.8	15.9
神奈川県	54 645	153 061	168 284	228 474	96 856	4.5	4.1	4.4	14.6	11.0
新潟	37 064	61 769	75 323	46 521	38 931	10.9	6.9	8.4	14.7	18.7
富山	12 896	26 228	24 889	21 898	15 195	10.0	6.3	6.0	14.6	14.9
石川	17 537	29 399	30 253	27 322	17 340	11.5	6.6	6.7	16.1	17.1
福井	6 093	15 089	18 096	21 792	12 015	6.6	5.0	5.9	19.6	18.2
山梨	14 165	42 826	39 017	28 369	20 044	10.2	12.8	11.7	18.5	22.8
長野	14 762	24 131	53 608	55 386	31 417	5.4	2.9	6.5	15.5	15.2
岐阜	22 357	42 904	55 302	50 571	39 952	6.9	5.4	6.9	15.9	19.4
静岡県	43 758	111 745	107 938	105 295	60 875	8.0	7.5	7.3	17.1	17.7
愛知県	84 660	198 879	206 463	208 969	113 156	8.0	6.7	7.0	14.1	13.7
三重	22 732	48 699	55 888	64 001	36 274	9.1	6.8	7.8	18.7	17.5
滋賀	6 520	16 822	24 737	31 833	16 958	3.7	3.0	4.4	15.7	14.4
京都府	9 307	22 544	34 370	40 338	27 949	5.1	2.3	3.5	10.7	18.2
大阪府	48 368	145 811	165 739	214 930	109 313	4.2	4.1	4.7	15.3	13.2
兵庫県	31 017	84 799	128 179	87 429	70 825	3.8	3.8	5.8	10.2	13.3
奈良	9 127	13 996	33 838	25 454	18 259	5.1	2.6	6.3	13.0	14.5
和歌山	11 256	26 899	26 657	30 449	16 605	10.6	7.1	7.1	19.4	17.6
鳥取	17 921	21 361	24 120	24 064	11 636	19.0	9.8	11.0	22.4	22.2
島根	4 633	9 277	18 393	15 363	11 023	5.0	3.6	7.1	15.7	17.9
岡山	13 787	43 305	42 712	48 595	38 053	6.4	6.0	5.9	13.9	18.0
広島	27 846	56 909	62 601	67 717	36 344	7.3	5.1	5.6	14.9	12.7
山口	8 224	19 145	21 529	31 936	16 010	4.8	3.6	4.1	16.4	13.0
徳島	5 469	9 584	13 231	18 370	9 473	4.9	3.2	4.5	16.2	12.6
香川	10 503	21 020	31 557	23 880	19 426	7.9	5.5	8.3	17.1	20.9
愛媛	13 465	24 209	30 209	23 694	19 341	6.2	4.5	5.6	11.1	13.7
高知	7 569	18 635	17 041	11 299	9 832	6.9	6.7	6.1	11.3	14.7
福岡	43 009	65 421	84 287	118 144	61 230	6.2	3.3	4.2	14.0	12.3
佐賀	8 848	19 458	21 451	30 018	15 144	7.4	6.1	6.7	23.1	17.4
長崎	20 486	36 996	33 068	36 183	18 399	9.6	6.9	6.2	18.1	14.0
熊本	24 847	52 805	58 846	57 547	40 836	8.6	7.7	8.6	19.1	19.9
大分	12 179	32 519	27 952	30 354	20 422	6.5	7.3	6.3	15.6	16.4
宮崎	7 140	17 707	32 069	30 185	15 729	4.5	4.1	7.4	17.2	13.6
鹿児島	20 123	47 390	49 951	64 663	43 725	7.2	7.4	7.8	20.0	21.1
沖縄	16 019	36 121	32 600	30 209	17 565	8.3	6.3	5.7	14.5	13.4

注：「がん対策推進基本計画」（平成24年6月8日閣議決定）及び「がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針」（平成20年3月31日健康局長通知別添）に基づき、がん検診の受診率の算定対象年齢を40歳から69歳（「胃がん」は50歳から69歳、「子宮頸がん」は20歳から69歳）までとした。
「受診者数」及び「受診率」の詳細については、「IV 用語の解説」27、28頁「がん検診」及び「がん検診受診率」参照。

1) 受診率は、対象者数等の計数が不詳の市区町村を除いた値である。

統計表3 都道府県—指定都市・特別区—中核市—その他政令市別にみたがん検診の実施状況（3-2）

令和2(2020)年度

	受診者数(人)					受診率(%) ¹⁾				
	胃がん	肺がん	大腸がん	子宮頸がん	乳がん	胃がん	肺がん	大腸がん	子宮頸がん	乳がん
指定都市・特別区(再掲)										
東京都区部	87 158	197 905	300 802	252 226	153 534	7.3	5.2	7.9	14.7	16.6
札幌市	7 199	13 557	24 688	71 683	27 433	3.1	1.6	3.0	20.8	12.9
仙台市	15 071	27 268	32 873	30 556	21 359	9.5	6.3	7.6	16.2	20.7
さいたま市	26 832	41 139	38 809	30 893	16 852	13.5	7.7	7.3	14.0	13.2
千葉市	12 211	31 760	29 528	21 972	15 059	8.6	7.9	7.4	15.5	17.1
横浜市	11 729	36 299	54 723	92 851	30 743	3.3	2.3	3.5	15.3	9.0
川崎市	13 113	29 127	27 562	36 124	16 237	6.8	4.8	4.5	14.5	12.1
相模原市	7 234	14 518	14 990	22 364	9 174	6.8	4.9	5.1	15.5	14.1
新潟市	13 098	10 469	23 737	16 631	10 406	12.9	3.3	7.4	13.7	13.6
静岡市	6 816	15 002	17 381	16 276	8 486	5.8	5.4	6.3	15.6	12.6
浜松市	13 189	24 963	23 590	19 634	10 329	10.0	7.8	7.4	12.8	13.6
名古屋	22 046	50 881	62 736	85 091	39 654	6.7	5.6	6.9
京都市	1 828	5 139	8 253	15 170	8 560	...	0.9	1.5	6.8	...
大阪市	9 720	26 253	30 198	52 522	21 909	2.8	2.4	2.8	11.1	8.8
堺市	4 064	12 084	16 551	21 075	10 616	4.9	3.7	5.0	17.8	15.0
神戸市	7 376	11 943	45 430	20 058	17 772	3.5	2.0	7.4	8.7	12.2
岡山市	4 731	17 334	15 155	14 731	10 333	6.0	6.3	5.5	10.9	15.7
広島市	10 622	27 187	25 769	26 941	15 942	6.9	5.7	5.4	13.8	12.3
北九州	3 872	2 683	8 049	21 635	9 566	3.4	0.7	2.2	13.4	11.2
福岡	11 175	7 277	17 402	44 961	14 031	5.7	1.2	2.9	16.8	9.4
熊本	4 098	6 784	10 398	22 398	11 323	3.8	2.4	3.6	19.3	15.4
中核市(再掲)										
旭川市	2 709	4 400	6 796	9 176	5 935	5.2	3.2	4.9	18.2	17.0
函館市	1 338	3 547	3 494	4 450	2 777	3.0	3.3	3.3	11.2	10.1
青森市	3 915	4 120	9 272	4 093	3 914	8.1	3.5	7.8	9.4	12.4
八戸市	4 774	6 365	6 647	7 392	3 639	11.5	6.7	7.0	16.8	15.0
盛岡市	1 415	8 949	-	7 135	3 979	7.6	7.6	-	11.9	14.1
秋田市	178	208	5 995	5 613	3 213	2.8	0.2	4.7	11.6	10.6
山形市	5 185	9 380	9 080	4 032	3 580	12.0	9.6	9.3	11.2	14.7
郡山市	7 737	11 191	11 071	7 402	4 073	14.8	8.4	8.3	15.1	14.0
いわき市	1 697	7 395	6 201	3 989	2 961	7.8	5.6	4.7	8.3	10.0
福島市	6 369	10 900	10 780	5 851	4 671	16.2	9.7	9.6	14.4	17.5
水戸市	1 037	4 556	4 075	1 939	1 650	4.3	4.3	3.8	6.2	7.6
宇都宮市	8 130	15 124	15 330	17 351	5 682	10.3	7.2	7.3	17.4	11.8
前橋市	10 488	16 331	16 084	14 853	10 880	19.9	12.3	12.1	23.9	25.8
高崎市	1 947	6 859	7 887	11 413	4 522	4.9	4.6	5.3	16.8	14.5
川越市	1 851	535	6 256	3 322	3 292	4.8	0.4	4.4	6.8	11.3
越谷市	3 774	5 989	6 473	9 449	3 443	6.8	4.3	4.6	12.4	13.2
川口市	3 477	12 028	14 863	23 396	7 814	4.6	4.9	6.1	19.6	13.9
船橋市	2 707	25 759	24 905	19 527	12 036	4.5	10.0	9.7	20.8	22.1
柏市	2 281	4 777	6 155	7 246	10 927	3.6	2.8	3.6	13.2	16.6
八王子市	4 871	11 558	18 302	15 137	9 096	7.0	5.1	8.1	15.6	16.9
横須賀市	-	7 712	6 932	10 595	2 893	-	4.9	4.4	16.3	9.3
富山市	3 815	8 254	7 973	5 070	3 795	9.0	5.0	4.8	9.4	10.6
金沢市	8 463	12 925	10 776	6 987	6 142	13.6	7.2	6.0	11.2	14.7
福井市	1 725	4 877	5 762	9 494	5 084	5.3	4.8	5.6	22.3	20.9
甲府市	2 820	5 945	5 174	4 382	3 156	9.1	8.0	7.0	13.1	15.6

注：「がん対策推進基本計画」（平成24年6月8日閣議決定）及び「がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針」（平成20年3月31日健康局長通知別添）に基づき、がん検診の受診率の算定対象年齢を40歳から69歳（「胃がん」は50歳から69歳、「子宮頸がん」は20歳から69歳）までとした。

「受診者数」及び「受診率」の詳細については、「IV 用語の解説」27、28頁「がん検診」及び「がん検診受診率」参照。

1) 受診率は、対象者数等の計数が不詳の市区町村を除いた値である。

統計表3 都道府県—指定都市・特別区—中核市—その他政令市別にみたがん検診の実施状況(3-3)

令和2(2020)年度

	受診者数(人)					受診率(%) ¹⁾				
	胃がん	肺がん	大腸がん	子宮頸がん	乳がん	胃がん	肺がん	大腸がん	子宮頸がん	乳がん
長野市	1 215	2 606	6 092	8 081	2 368	2.4	1.7	4.1	11.6	6.4
岐阜市	1 186	2 972	5 082	11 568	4 826	2.0	1.8	3.1	16.0	12.3
豊橋市	2 536	9 629	9 239	7 580	3 382	6.2	6.4	6.2	13.8	10.9
豊田市	5 321	6 130	9 118	5 536	3 101	9.4	3.7	5.6	9.5	8.1
岡崎市	6 488	10 769	13 361	6 272	4 536	10.6	7.1	8.7	12.0	13.6
大津市	627	6 779	6 743	11 604	3 534	1.4	4.8	4.8	20.1	11.9
高槻市	2 658	13 605	10 622	12 606	5 330	6.6	9.8	7.6	23.6	16.0
東大阪市	4 898	9 666	10 266	11 519	6 779	6.8	5.0	5.3	15.6	14.6
豊中市	1 543	1 110	6 626	9 974	3 599	4.2	0.7	4.1	16.7	10.7
枚方市	1 876	8 978	10 530	13 049	5 252	3.5	5.5	6.5	17.1	12.9
八尾市	1 537	2 746	6 008	7 899	3 789	4.0	2.6	5.7	20.1	15.2
寝屋川市	1 638	3 518	3 506	4 465	3 657	4.7	3.8	3.8	12.6	13.0
吹田市	1 491	8 033	9 088	7 144	6 431	2.7	5.4	6.1	14.9	17.7
姫路市	1 903	3 638	4 884	10 918	10 370	3.3	1.7	2.3	14.2	20.5
西宮市	1 837	3 420	5 496	5 109	5 430	3.0	1.7	2.8	6.5	10.6
尼崎市	1 073	3 145	5 846	3 972	3 710	1.8	1.7	3.2	5.9	8.8
明石市	-	3 041	4 877	3 796	2 904	-	2.6	4.1	8.3	10.2
奈良市	1 921	1 103	12 761	9 132	5 913	3.4	0.8	8.9	16.5	16.2
和歌山市	1 347	3 840	3 492	8 139	4 161	3.4	2.6	2.4	13.7	11.8
鳥取市	6 284	7 971	8 423	8 097	3 998	20.2	10.8	11.4	22.4	21.3
松江市	2 063	2 783	5 040	5 822	2 653	8.2	3.6	6.4	19.0	15.1
倉敷市	2 854	9 516	10 744	17 367	13 884	7.1	5.2	5.9	18.2	22.4
福山市	3 723	7 948	9 568	9 145	3 456	5.6	4.4	5.2	10.5	8.2
呉市	1 001	2 329	2 773	8 396	3 015	3.2	2.8	3.3	22.2	12.1
下関市	703	1 456	2 911	8 499	2 528	2.5	1.5	2.9	18.9	10.2
高松市	3 189	6 888	13 638	12 098	9 088	5.5	4.1	8.0	18.4	21.3
松山市	3 571	8 638	8 655	9 699	5 836	4.7	4.2	4.2	12.0	10.9
高知市	2 154	3 726	5 907	4 906	4 706	4.2	2.8	4.5	9.9	14.1
久留米市	1 656	9 138	8 260	10 406	3 684	4.8	7.7	6.9	19.6	13.8
長崎市	4 058	6 705	4 622	9 555	3 561	5.3	4.0	2.7	15.6	8.9
佐世保市	4 721	5 946	5 467	8 239	3 799	12.7	6.3	5.8	20.7	14.3
大分市	2 385	9 673	7 641	9 364	7 061	3.0	5.0	4.0	12.2	13.9
宮崎県	2 137	7 649	10 011	15 595	5 503	4.0	4.6	6.0	21.1	12.0
鹿児島市	3 612	9 614	9 501	21 685	10 417	3.8	4.0	3.9	17.8	15.1
那覇市	3 576	6 898	7 754	4 967	2 404	8.5	5.6	6.3	11.2	9.1
その他政令市(再掲)										
小樽市	362	401	1 064	1 468	895	2.2	0.9	2.3	10.3	8.7
町田市	-	-	8 375	8 218	6 523	-	-	4.8	11.5	14.4
藤沢市	4 118	14 169	13 063	15 376	10 152	4.9	7.8	7.2	17.6	17.3
茅ヶ崎市	2 077	7 083	7 348	3 372	2 260	6.1	6.9	7.2	9.3	9.6
四日市市	-	5 391	6 966	9 165	5 332	6.9	4.3	5.6	17.4	17.8

注：「がん対策推進基本計画」(平成24年6月8日閣議決定)及び「がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針」(平成20年3月31日健康局長通知別添)に基づき、がん検診の受診率の算定対象年齢を40歳から69歳(「胃がん」は50歳から69歳、「子宮頸がん」は20歳から69歳)までとした。

「受診者数」及び「受診率」の詳細については、「IV 用語の解説」27、28頁「がん検診」及び「がん検診受診率」参照。

1) 受診率は、対象者数等の計数が不詳の市区町村を除いた値である。

IV 用語の解説

地域保健編

「妊婦」

妊娠中の女性をいう。

「産婦」

分娩後1年以内の女性をいう。

「乳児」

満1歳未満の者をいう。

「幼児」

満1歳から小学校就学の始期に達するまでの者をいう。

「新生児」

生後28日未満の乳児をいう。

「未熟児」

身体の発育が未熟のまま出生した乳児であって、正常児が出生時に有する諸機能を得るに至るまでのものをいう。

「デイ・ケア」

医学的な管理のもとに行う、作業指導、レクリエーション活動、創作活動、生活指導等をいう。

「ひきこもり」

本報告では、仕事や学校に行かず、かつ家族以外の人との交流をほとんどせずに、6か月以上続けて自宅にひきこもっている状態にある7歳から49歳までの者をいう。

「沈降精製百日せきジフテリア破傷風混合ワクチン（DPT）」

第1期の初回接種は、生後3月に達した時から生後12月に達するまでの期間を標準的な接種期間として20日以上、標準的には20日から56日までの間隔をおいて3回、追加接種については初回接種終了後6月以上、標準的には12月から18月までの間隔をおいて1回行われる。

「沈降ジフテリア破傷風混合トキソイド（DT）」

第1期の初回接種は、生後3月に達した時から生後12月に達するまでの期間を標準的な接種期間として20日以上、標準的には20日から56日までの間隔をおいて2回、追加接種については初回接種終了後6月以上、標準的には12月から18月までの間隔をおいて1回行われ、第2期は、11歳に達した時から12歳に達するまでの期間を標準的な接種期間として1回行われる。

「不活化ポリオワクチン（IPV）」

初回接種は、生後3月に達した時から生後12月に達するまでの期間を標準的な接種期間として、20日以上の間隔をおいて3回、追加接種については初回接種終了後6月以上、標準的には12月から18月までの間隔をおいて1回行われる。

「沈降精製百日せきジフテリア破傷風不活化ポリオ混合ワクチン（DPT-IPV）」

第1期の初回接種は、生後3月に達した時から生後12月に達するまでの期間を標準的な接種期間として20日以上、標準的には20日から56日までの間隔をおいて3回、追加接種については初回接種終了後6月以上、標準的には12月から18月までの間隔をおいて1回行われる。

「日本脳炎ワクチン」

第1期の初回接種は、3歳に達した時から4歳に達するまでの期間を標準的な接種期間として6日以上、標準的には6日から28日までの間隔をおいて2回、追加接種については初回接種終了後6月以上、標準的にはおおむね1年を経過した時期に、4歳に達した時から5歳に達するまでの期間を標準的な接種期間として1回行われる。

第2期は、9歳に達した時から10歳に達するまでの期間を標準的な接種期間として1回行われる。

平成17年5月30日から平成22年3月31日までの積極的な勧奨の差し控えにより第1期、第2期の接種が行われていない可能性がある者については特例対象者として予防接種が行われている。

令和2年度に18歳となる者（平成14年4月2日から平成15年4月1日までに生まれた者）については、第2期の接種が十分に行われていないことから、令和2年度に積極的な勧奨が行われた。

「ヒブワクチン」

標準的には、初回接種開始時に生後2月から生後7月に至るまでの間にある者について、初回接種は27日以上、標準的には27日から56日までの間隔において3回、追加接種については初回接種終了後7日以上、標準的には7月から13月までの間隔において1回行われる。

「小児用肺炎球菌ワクチン」

標準的には、初回接種開始時に生後2月から生後7月に至るまでの間にある者について、生後12月までに27日以上の間隔において3回、追加接種については生後12月から生後15月に至るまでの間を標準的な接種期間として、初回接種終了後60日以上の間隔をおいた後であって、生後12月に至った日以降において1回行われる。

「ヒトパピローマウイルス（HPV）ワクチン」（女性のみ対象）

（令和2年度報告より「子宮頸がん予防ワクチン」から名称変更した。）

組換え沈降2価ヒトパピローマウイルス様粒子ワクチンを使用する場合には、13歳となる日の属する年度の初日から当該年度の末日までの間を標準的な接種期間とし、標準的な接種方法として、1月の間隔において2回行った後、1回目の接種から6月の間隔において1回行われる。

組換え沈降4価ヒトパピローマウイルス様粒子ワクチンを使用する場合には、13歳となる日の属する年度の初日から当該年度の末日までの間を標準的な接種期間とし、標準的な接種方法として、2月の間隔において2回行った後、1回目の接種から6月の間隔において1回行われる。

なお、平成25年6月から積極的な勧奨が一時的に差し控えられていたが、令和3年11月に積極的な勧奨を差し控えている状態を終了させることが妥当とされ、基本的に令和4年4月から個別の勧奨を順次行うこととなった。なお、令和2年10月から接種対象者等へのHPVワクチンに関する情報提供資料の個別送付が開始された。

「水痘ワクチン」

生後12月から生後36月に至るまでの間にある者に対し、生後12月から生後15月に達するまでの期間を1回目の接種の標準的な接種期間として、3月以上、標準的には6月から12月までの間隔において2回行われる。

「B型肝炎ワクチン」

生後2月に至った時から生後9月に至るまでの期間を標準的な接種期間として、27日以上の間隔において2回、第1回目の注射から139日以上の間隔において1回行われる。

なお、平成28年10月から定期接種化された。

「ロタウイルスワクチン」

経口弱毒生ヒトロタウイルスワクチンを使用する場合は27日以上の間隔において2回、五価経口弱毒生ロタウイルスワクチンを使用する場合は27日以上の間隔において3回、初回接種については、生後2月に至った日から出生14週6日後までの間を標準的な接種期間として行われる。

なお、令和2年10月から定期接種化された。

「麻しん・風しんワクチン」

第1期は、生後12月から生後24月に至るまでの間にある者に対し1回、第2期は5歳以上7歳未満の者であって、小学校就学の始期に達する日の1年前の日から当該始期に達する日の前日までの間にあるもの（小学校就学前の1年間にある者）に対して1回行われる。

「BCGワクチン」

生後5月に達した時から生後8月に達するまでの期間を標準的な接種期間として1回行われる。

「インフルエンザワクチン」

65歳以上の者及び60歳以上65歳未満の者に1回行われる。60歳以上65歳未満の者については、心臓、じん臓又は呼吸器の機能等に障害を有する者を対象とする。

「成人用肺炎球菌ワクチン」

65歳以上の者及び60歳以上65歳未満の者に1回行われる。60歳以上65歳未満の者については、心臓、じん臓又は呼吸器の機能等に障害を有する者を対象とする。

なお、令和6年3月31日までの間は、70歳、75歳、80歳、85歳、90歳、95歳又は100歳となる日の属する年度の初日から当該年度の末日までの間にある者も定期接種の対象となる。また、平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間は、平成31年3月31日において100歳以上の者も定期接種の対象となる。

健康増進編

平成20年度の老人保健法の改正により、これまで市区町村が担ってきた老人保健事業のうち、医療保険者に義務づけられない事業は、市区町村が健康増進法に基づき実施することとなった。

健康増進事業の対象者は、当該市区町村の区域内に居住地を有する40歳以上の者（職域等においてこれらの事業に相当する事業の対象となる場合を除く。）をいう。

なお、介護保険法の改正に伴う地域支援事業の創設（平成18年4月1日施行）により、65歳以上の「健康教育」、「健康相談」、「訪問指導」、「介護家族健康教育」及び「介護家族健康相談」は、地域支援事業で実施のため、平成18年度より対象者を変更した。

「健康診査」

当該市区町村の区域内に居住地を有する40歳以上74歳以下の特定健康診査非対象者及び75歳以上の生活保護世帯に属する者等を対象として行う生活習慣病予防に着目した健康診査をいう。

「歯周疾患検診」

当該市区町村の区域内に居住地を有する40歳、50歳、60歳及び70歳の者を対象として行う問診及び歯周組織検査をいう。

「骨粗鬆症検診」

当該市区町村の区域内に居住地を有する40歳、45歳、50歳、55歳、60歳、65歳及び70歳の女性を対象として行う問診及び骨量測定をいう。

「健康教育」

健康教育は、当該市区町村の区域内に居住地を有する40歳から64歳までの者を対象とした、心身の健康についての自覚を高め、かつ、心身の健康に関する知識を普及啓発するために行われる指導及び教育をいう。

「健康相談」

健康相談は、当該市区町村の区域内に居住地を有する40歳から64歳までの者を対象とした、心身の健康に関し、相談に応じて行われる指導及び助言をいう。

「重点健康相談」

当該市区町村の区域内に居住地を有する40歳から64歳までの者を対象とした、心身の健康に関し、重点課題とされる「高血圧」、「脂質異常症」、「糖尿病」、「歯周疾患」、「骨粗鬆症」、「女性の健康」及び「病態別」のうち、市区町村が地域の実情等を勘案し、課題を選定し医師、歯科医師、保健師等を担当者として行う、健康に関する指導及び助言をいう。

「総合健康相談」

対象者の心身の健康に関する一般的事項について、総合的な指導・助言を行うことを主たる目的とする相談をいう。

「訪問指導」

訪問指導は、当該市区町村の区域内に居住地を有する40歳から64歳までの者を対象とした、その心身の状況、その置かれている環境等に照らして療養上の保健指導が必要であると認められる者について、保健師その他の者を訪問させて行われる指導をいう。

「がん検診」

がん検診は、「がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針(健発第0331058号平成20年3月31日健康局長通知別添)」(以下、「指針」という。)に基づき実施されている。

平成28年2月に「指針」の改正が行われ、胃がん検診及び乳がん検診について、検診方法、受診対象、受診間隔等に変更があった。

健康増進法に基づくがん検診の対象年齢は、上限の年齢制限を設けず、ある一定年齢以上の者としているが、受診率の算定にあたっては、「がん対策推進基本計画」(平成24年6月8日閣議決定)及び「指針」に基づき、40～69歳(胃がん検診は平成28年度以降50歳～69歳、子宮頸がんは20～69歳)を対象として算出している。

・胃がん検診

受診対象 50歳以上の男女

(ただし、胃部エックス線検査は40歳以上の者を対象としても差し支えない。)

受診間隔 平成28年度以降2年に1度

(ただし、胃部エックス線検査は年1回実施しても差し支えない。)

問診及び胃部エックス線検査又は胃内視鏡検査

なお、受診率算出のための受診者数は次のとおりである。

平成28年度以降 「50歳以上69歳までの胃部エックス線検査又は胃内視鏡検査受診者」

・肺がん検診

受診対象 40歳以上の男女(喀痰細胞診は50歳以上)

問診、胸部エックス線検査及び喀痰細胞診

なお、受診率算出のための受診者数は次のとおりである。

平成20年度以降 「胸部エックス線検査受診者」

・大腸がん検診

受診対象 40歳以上の男女

問診及び便潜血検査

・子宮頸がん検診(平成24年度までは「子宮がん検診」として報告されている。)

受診対象 平成16年度以降20歳以上の女

受診間隔 平成16年度以降2年に1度

問診、視診、子宮頸部の細胞診及び内診とし、必要に応じてコルポスコープ検査

なお、受診率算出のための受診者数は次のとおりである。

平成17年度以降 「頸部細胞診受診者」

・乳がん検診

受診対象 平成16年度以降40歳以上の女

受診間隔 平成16年度以降2年に1度

問診及び乳房エックス線検査(マンモグラフィ)

なお、受診率算出のための受診者数は次のとおりである。

平成 28 年度以降 「マンモグラフィ受診者」

「がん検診受診率」 (令和 2 年度)

※40～69 歳 (胃がんは 50～69 歳、子宮頸がんは 20～69 歳) を対象として算定

- ・肺がん及び大腸がん

$$\text{受診率} = (\text{受診者数} / \text{対象者数}) \times 100$$

- ・胃がん、子宮頸がん及び乳がん (平成 18 年度「がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針」の改正に伴い、平成 17 年度から受診率の算出方法を変更している。)

$$\text{受診率} = (\text{前年度の受診者数} + \text{当該年度の受診者数} - 2 \text{年連続の受診者数}) / (\text{当該年度の対象者数}) \times 100$$

「精密検査受診率」 (令和元年度)

※40～69 歳 (胃がんは 50～69 歳、子宮頸がんは 20～69 歳) を対象として算定

$$\text{精密検査受診率} = (\text{要精密検査者数} - \text{精密検査未受診者数} - \text{精密検査未把握者数}) / \text{要精密検査者数} \times 100$$

「精密検査未受診率」 (令和元年度)

※40～69 歳 (胃がんは 50～69 歳、子宮頸がんは 20～69 歳) を対象として算定

$$\text{精密検査未受診率} = \text{精密検査未受診者数} / \text{要精密検査者数} \times 100$$

「精密検査未把握率」 (令和元年度)

※40～69 歳 (胃がんは 50～69 歳、子宮頸がんは 20～69 歳) を対象として算定

$$\text{精密検査未把握率} = \text{精密検査未把握者数} / \text{要精密検査者数} \times 100$$

「肝炎ウイルス検診」

肝炎ウイルス検診は、当該市区町村の区域内に居住地を有する当該年度に満 40 歳となる者及び満 41 歳以上となる者であって、過去に肝炎ウイルス検診を受けたことがない希望者を対象とした B 型肝炎ウイルス検査及び C 型肝炎ウイルス検査をいう。